

# 幸まちづくり

発行元 幸まちづくり協議会  
☎ 23-9549

# 謹賀新年



平成27年



幸まちづくり協議会

2月1日  
クラギ文化  
ホール周辺

## 松阪市制施行十周年記念事業 ご協力をお願い

この事業実施に際し、市内各地域団体はそれぞれ地域の物産を出展するところが多いなか、当幸地区自治連合会および幸まちづくり協議会は協働で子ども向け工作教室と手回しゴマ作り実演及び体験のコーナーを設けようと計画中です。

まだ若干のスペースがありますので、これ以外に担当して欲しいとお思いの方は幸まちづくり協議会事務局までお申し出ください。

電話 二三・九五四九



## 「1月の広場」のつづき

十一月三十日(日)に開催し、二十七日のかたに出席していただきました。健康体操、おしゃべりを楽しみ、トマトーズの「ちよっと辛口トーク」の自分で自分の身を守る交通安全のお話、大きな声で笑いました。  
ピンゴゲームを楽しみ、笑顔いっぱい楽しいひとときを過ごしました。



絆部会

## 幸地区のぶらり歴史散歩

黒田町方面は和歌山街道と呼ばれ国道一六六号線に通じる。黒田町郵便局から一方通行の道は旧街道の面影が色濃く残っている。この道を紀州の大名行列が往来したかと思うとまた違った風景が見えるかもしれない。

この道標は道が拡張された時取り払われ、現在の黒田町公園にあった松阪教育事務所の敷石となっており、その後松阪公園の歴史民俗資料館入口近くに保存されていた。地元の要望で元の場所に戻ったといういきさつがある。

しかし街道分岐点は、江戸時代、今の富田屋寿司店の方に寄っていたことが古地図から伺える。

伝部会



幸222(02)のキミ  
3月22日(日)決定  
皆様足腰きたてにご参加の準備を!  
住部会

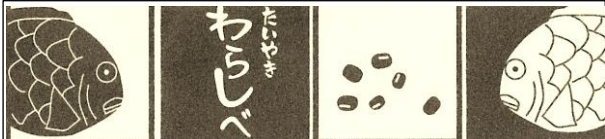
### ☆お知らせ☆

- \*広報委員会 1月9日 (金) 19:00
- \*「絆」部会 1月14日 (水) 19:00
- \*「住」部会 1月16日 (金) 10:00
- \*「伝」部会 1月22日



つづく

編集後記  
昨年はご協力ありがとうございました。皆様により多くの情報をお届け出来るよう頑張ります。



たいやき 松阪市新町847  
わらしべ松阪店 ☎515-0075 (電話予約) 0598-21-1855

【営業時間】 10:00~18:00 (完売したら終了)  
【定休日】 不定休 【駐車場】 6台有り

~毎日をいきいきとご健康で~

## 大辻整形外科

骨、関節を長持ちさせましょう。  
痛み、骨粗鬆症、関節リウマチ  
ご相談させていただきます。

☎ 0598-25-0031 幸小学校近鉄道路西側

幸まちづくり協議会  
「マスコットキャラクター」・「愛称」募集

幸まちづくり協議会の事業を、広く地域の皆様に知っていただき「幸まちづくり」で楽しいと思ってもらえるメッセージを託せるキャラクターと愛称を募集します。広く長く愛されるキャラクターと愛称を考えてください。

### 応募資格

幸地区に住む個人・団体どなたでも応募可。年齢、性別、プロ・アマチュアなど条件は問いません。

### 規格等

- ・手書き、電子データ（jpeg形式）のどちらでも可
- ・画材・技法については自由ですが、カラーデザインにしてください。
- ・正面から捉えて全体が分かるものにししてください。後姿は任意とします

### 応募方法

- ・郵送またはメールにて、下記応募先に提出してください。（持参可）
- ・作品は、A4サイズの別用紙で提出してください。裏面に応募用紙を添付し、必ず名前を記入してください。メールでの応募の場合は、電子データ（jpeg形式）で提出してください。（E-mail:mk3181@mctv.ne.jp）
- ・複数作品の応募が可能です。その場合、1作品ごとに1枚の応募用紙を添付してください。（松阪市幸公民館内 幸まちづくり協議会事務局 松阪市殿町1198-2 TEL.23-9549）

### 応募締切

平成27年1月30日（金曜日）必着  
持参の場合は、2月2日（月曜日）17:00まで

### 賞

最優秀作品（キャラクター部門1作品）1万円相当の松阪牛／優秀作品（2作品）図書カード  
最優秀作品（愛称部門 1作品）3000円の図書カード／優秀作品（2作品）図書カード

### 選考

選考をした候補作品を選考委員により、投票で決定する予定です。（発表は幸まちづくり広報に掲載します。）

### 応募に関する注意事項

- ・自作・未発表で第三者が所有・管理する著作権や商標などを侵害しない作品に限ります。
- ・応募作品の返却はいたしません。
- ・作品が他者の著作権を侵害したものであるなど、応募に際しトラブルが生じた場合、協議会では一切の責任を負いません。
- ・採用作品の著作権等の一切の権利は、協議会に帰属するものとします。また、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- ・採用作品には、修正を加える場合があります。
- ・電子データで作成された作品は、採用後、編集用データ（イラストレーター形式等）も提出していただきます。
- ・採用された作品の愛称は、ネーミング募集の結果により変更になる場合があります。

-----  
幸まちづくり協議会マスコットキャラクター・愛称応募用紙

|             |        |
|-------------|--------|
| 愛 称         |        |
| ふりがな<br>名 前 | ( 歳)   |
| 住 所         | (〒 - ) |
| 電話番号        |        |